

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(四件)……………一
……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)……………一
- 建設業者に関する公告……………二
……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………二
- 開発行為に関する工事完了……………二
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………二
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………三
……………(同)……………三

告示

● 東京都告示第二十七号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
渋谷区大山町千六十七番二百七の一 令和四年十二月部、千七十三番四十一、千七十七番 二十日
五の一部、千八十三番一及び同番二
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第二十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 令和五年一月二十六日 午後一時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社エーシークリエイティブ

(二) 代表者氏名 代表取締役 金川 彰

(三) 主たる事務 東京都渋谷区代々木二丁目十番八号所の所在地 ケイアイ新宿ビル6階

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇七五号

(五) 免許年月日 令和三年四月二十二日

東京都告示第二十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 令和五年一月三十日 午前十時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社Canael

(二) 代表者氏名 代表取締役 茂木 拓也

(三) 主たる事務 東京都渋谷区渋谷二丁目十四番十三号所の所在地 岡崎ビル八一一号室

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四〇六二号

(五) 免許年月日 令和元年十月十八日

東京都告示第三十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和五年一月三十一日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ゼント
- (二) 代表者氏名 代表取締役 小川 浩司
- (三) 主たる事務所の所在地 東京都大田区蒲田五丁目十八番二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第八三四一一号
- (五) 免許年月日 令和元年八月六日

●東京都告示第三十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 令和五年一月三十一日 午後一時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社リードシニアクト
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 池田 伸一
 - (三) 主たる事務所の所在地 東京都新宿区大久保一丁目一番四十九号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九六七九一号
 - (五) 免許年月日 令和元年七月四日

公 告

建設業の許可の取消処分の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条の二第

一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第

一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和五年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 処分した年月日 令和四年十二月十九日
 - 二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社フロンティア 千代田区神田北乗物町十八番地四階 小林 晶乃
 - 三 東京都知事許可(般一三十)第一四九四五四号 処分の内容
 - 四 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し 処分の原因となった事実
- 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和五年一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 住所及び氏名

府中市紅葉丘三丁目四十八番 武蔵野市境二丁目二番二号

十、同番十一及び同番十一地 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年一月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)新小岩駅南口駅ビル
- 二 店舗所在地 葛飾区新小岩一丁目六百十八番三 ほか
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 令和五年十月一日
- 七 店舗面積の合計 千四百五十三平方メートル
- 八 駐車場の位置及び 店舗内ほか 七台

<p>二十 縦覧時間</p>	<p>十九 縦覧期間</p>	<p>十八 縦覧場所</p>	<p>十七 届出日</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数</p>	<p>収容台数 店舗内 百二十六台</p> <p>店舗内ほか 七十一平方メートル</p> <p>店舗内 七・六四立方メートル</p> <p>午前六時三十分ほか</p> <p>午後十一時ほか</p> <p>午前六時から午後十一時三十分まで</p> <p>二箇所 店舗南西側ほか</p> <p>午前三時から午後十時まで</p> <p>令和四年十二月二十三日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>令和五年一月十七日から同年五月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>イ 意見の通知日</p>	<p>ア 概要</p>	<p>ウ 設置者名</p>	<p>エ 店舗所在地</p>	<p>オ 設置者名</p>	<p>カ 店舗名</p>	<p>キ 店舗所在地</p>	<p>ク 設置者名</p>	<p>コ 店舗名</p>	<p>カ 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和五年一月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 (仮称)板橋蓮根計画</p> <p>イ 店舗所在地 板橋区蓮根二丁目三十五番地四の一部ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ファーストリテイリング</p> <p>(二)ア 店舗名 (仮称)ライフ梅島店</p> <p>イ 店舗所在地 足立区梅島一丁目十三番五ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ライフコーポレーション</p> <p>(三)ア 店舗名 吉田ビル</p> <p>イ 店舗所在地 足立区鹿浜七丁目二番一号</p> <p>ウ 設置者名 吉田 敬三</p> <p>(四)ア 店舗名 グランエミオ大泉学園</p> <p>イ 店舗所在地 練馬区東大泉一丁目二十八番一号</p> <p>ウ 設置者名 西武鉄道株式会社ほか五名</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要 一(一)から(四)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四條に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。</p> <p>イ 意見の通知日 令和四年十二月二十七日</p>	
<p>イ 意見の通知日</p>	<p>ア 概要</p>	<p>ウ 設置者名</p>	<p>エ 店舗所在地</p>	<p>オ 設置者名</p>	<p>カ 店舗名</p>	<p>キ 店舗所在地</p>	<p>ク 設置者名</p>	<p>コ 店舗名</p>	<p>カ 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和五年一月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 (仮称)板橋蓮根計画</p> <p>イ 店舗所在地 板橋区蓮根二丁目三十五番地四の一部ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ファーストリテイリング</p> <p>(二)ア 店舗名 (仮称)ライフ梅島店</p> <p>イ 店舗所在地 足立区梅島一丁目十三番五ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ライフコーポレーション</p> <p>(三)ア 店舗名 吉田ビル</p> <p>イ 店舗所在地 足立区鹿浜七丁目二番一号</p> <p>ウ 設置者名 吉田 敬三</p> <p>(四)ア 店舗名 グランエミオ大泉学園</p> <p>イ 店舗所在地 練馬区東大泉一丁目二十八番一号</p> <p>ウ 設置者名 西武鉄道株式会社ほか五名</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要 一(一)から(四)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四條に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。</p> <p>イ 意見の通知日 令和四年十二月二十七日</p>	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

